

議案第 3 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴う関係条例の罰則等の適用に係る経過措置を定めるものとする。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この条において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この条において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 3 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は

刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。